【一般会計等 財務書類 注記】

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準および評価方法

○有形固定資産 ・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価 ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの ・・・・・・・・ 再調達原価 ただし、道路、河川および水路の敷地は備忘価額 1 円。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの ・・・・・・・・・ 取得原価

・取得原価が不明なもの ・・・・・・・・・・・ 再調達原価 ただし、取得原価が不明な道路、河川および水路の敷地は備忘価額1円。

○無形固定資産 ・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価 ただし、開始時の評価基準および評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの ・・・・・・・・・ 取得原価

・取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達原価

②有価証券等の評価基準および評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格

・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産(事業用資産、インフラ資産) : 定額法

·無形固定資產 : 定額法

④引当金の計上基準および算定方法

• 賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上。

・退職給付金引当金 期末自己都合要支給額を計上。

⑤リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理。
- ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理。

⑥現金収支計算書における資金の範囲

現金

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・物品の計上基準 50万円(美術品は300万円)以上のものを計上しています。

Ⅱ. 追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲(対象とする会計)

			1
	財務書類	一般会計等	一般会計
			住宅新築資金等貸付事業特別会計
全体則			学校給食センター事業特別会計
		国民健康保険事業勘定特別会計	
		後期高齢者医療特別会計	
		上水道事業特	別会計
		町立緑ヶ丘病	院事業特別会計
	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		
	福岡県市町村職員退職手当組合		
	福岡県自治管理組合		
一部事務組	福岡県田川地区消防組合		
	田川地区斎場組合		
	福岡県自治振興組合		
	下田川清掃施設組合		
合等	福岡県介護保険広域連合		
,	福岡県後期高齢者医療広域連合		
	田川地区水道企業団		
	田川郡東部環境衛生施設組合		
	株式会社いとだ		
	全体原	福岡県市 福岡県田 田川地区 福岡川川郡 福岡県舎 下田岡県介 福岡県後 田川地区 田川郡東	全体財務書類 国民健康保険 後期高齢者医 上水道事業特 町立緑ヶ丘病 町立緑ヶ丘病 福岡県市町村職員退職手 福岡県自治管理組合 福岡県田川地区斎場組合 福岡県自治振興組合 下田川清掃施設組合 下田川清掃施設組合 福岡県後期高齢者医療広田川地区水道企業団田川郡東部環境衛生施設

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当ありません

③出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等、終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④合計金額の不一致

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

・実質赤字比率 : -・連結実質赤字比率 : -

・実質公債費比率 : 6.3%

将来負担比率 : -

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

16,719,000 円

□貸借対照表に係る事項

①統一的な基準に変更したことによる開始時貸借対照表への影響

総務省方式改訂モデルに基づく平成27年度貸借対照表における「有形固定資産」及び「売却可能資産」12,611,576 千円は有形固定資産の評価基準の変更等により4,465,375千円減少し、「有形固定資産」8,146,201千円としています。

②売却可能資産の範囲及び金額について

・範囲: 売却予定となっている公共資産

・金額 : 113,132 千円

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

3,413,490 千円

④将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

・一般会計等に係る地方債の現在高4,776,676 千円

・債務負担行為に基づく支出予定額 0千円

・一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に

充てるための一般会計からの繰入見込額 16,467 千円

・組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 184,156 千円

・退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 976,196 千円

・設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 0千円

・連結実質赤字額 0千円

・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 0千円

・地方債の償還額等に充当可能な基金 4,799,710 千円

・地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 221,688 千円

・地方債の償還等に要する経費として

基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 3,413,490 千円

⑤自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 11,326,154 円

□純資産変動計算書に係る事項

①純資産における固定資産等形成分および余剰分(不足分)の内容

- ・固定資産等形成分 固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた金額。
- ・余剰分(不足分)純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額。

□資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

 \triangle 66,105,551 円

内訳

業務活動収支

517,974,060 円

投資活動収支 △584,079,611 円

②既存の決算情報との関連性

(単位:円)

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書 (一般会計)	6,186,756,600	5,579,291,271
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	99,868,886	145,798,578
繰越金に伴う差額	$\triangle 502,507,427$	_
資金収支計算書	5,784,118,059	5,725,089,849

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(住宅新築資金等貸付事業特別会計、学校給食センター事業特別会計)の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

E IX JV II JF II	
業務活動収支	517,974,060 円
投資活動収支の国県等補助金収入	429,505,000 円
減価償却費	$\triangle 282,\!613,\!379$ 円
賞与等引当金繰入額	49,331,000 円
退職手当引当金繰入額	976,196,000 円
徵収不能引当金繰入額	0 円
未収債権、未払債務等の増加(減少)など	\triangle 1,014,874,239 円

純資産変動計算書の本年度差額

675,518,442 円

④一時借入金

・一時借入金の限度額 : 1,660,000,000円

・一時借入金に係る利子額 : 2,775,621円

⑤重要な非資金取引

該当ありません